

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	障害福祉課
契約締結年月日	平成 3 1 年 4 月 1 日
契約者名	社会福祉法人山梨県障害者福祉協会
契約名	山梨県障害者結婚相談等事業委託契約
契約金額 (税込み)	2, 5 8 5, 0 5 8 円
随意契約理由	<p>各都道府県に対し障害者の社会参加・自立生活の推進を図るため、適当な障害者福祉団体に「都道府県障害者社会参加推進センター」を設置するよう国の指導があり、本県は、社会福祉法人山梨県障害者福祉協会の設立に伴い、平成 7 年 4 月から、同協会内に「山梨県障害者社会参加推進センター」を設置し、同協会がセンターを運営している。</p> <p>「社会参加推進センター」は、障害の有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向け、県が実施する権利擁護、情報支援、文化・スポーツ活動等の社会参加推進事業を受託実施し、地域における自立生活と社会参加の推進を図るよう国の要綱に位置づけられている。</p> <p>山梨県障害者結婚相談等事業は、結婚を希望する身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）を対象に、個別及び集団による相談及び日常生活、育児等結婚生活のうえで必要な指導及び助言を行うとともに、障害者同士及び障害者と健常者の出会いの場の提供（以下「ひまわりの集い」という。）により障害者の地域における自立生活の支援を図ることを目的としており、事業の実施にあたっては障害者の特性 3 障害（身体・知的・精神）を十分に理解した相談員が指導・助言を行うことが重要である。山梨県障害者福祉協会は県内の 3 障害（身体・知的・精神）に係る障害者団体を取りまとめている唯一の団体であり、委託先は山梨県障害者社会参加推進センターを運営する山梨県障害者福祉協会以外にない。</p> <p>以上のことから地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により山梨県障害者社会参加推進センターを運営する山梨県障害者福祉協会と随意契約することとし、山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項により見積合せを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号